新宿区教育委員会会議録

令和2年第3回定例会

令 和 2 年 3 月 2 日

新宿区教育委員会

令和2年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和2年3月2日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時51分

場 所 新宿区役所 6 階第 4 委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教	育	長	酒	井	敏	男	教育長職	務代理者	今	野	雅	裕
委		員	古	笛	恵	子	委	員	星	野		洋
委		員	Щ	下	浩-	一郎	委	員	羽	原	清	雅

説明のため出席した者の職氏名

次					長	村	上	道	明	中	央	図	書	館	長	佐	藤	之	哉	
教	育	調	整	課	長	齊	藤	正	之	教	育	指	導	課	長	長	田	和	義	
教	育	支	援	課	長	内	野	桂	子	学	校	運	営	課	長	菊	島	茂	雄	
主	任	指	導	主	事	小	林		力	統	括	指	導	主	事	坂	元	竜	$\vec{-}$	
統	括	指	道	主	事	波多	支江		誠											

書記

 教育調整課
 要明生
 教育調整課

 主 査
 要保 所 山 雄 太

議事日程

議案

日程第1 第 8号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 第 9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

日程第3 第10号議案 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則

日程第4 第11号議案 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則を廃止する規則

日程第5 第12号議案 新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則

日程第6 第13号議案 新宿区教育委員会の16ミリ発声映写機等管理規則の一部を改

正する規則

日程第7 第14号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員

会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

報告

- 1 令和元年度新宿区立学校表彰について (教育調整課長)
- 2 令和元年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について(教育支援課長)
- 3 女神湖高原学園の臨時休館について (教育支援課長)
- 4 令和2年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて(学校運営課長)
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和2年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、山下委員にお願いいたします。

〇山下委員 はい。

- ◎ 第 8号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第 9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施 行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第10号議案 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則
- ◎ 第11号議案 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則を廃止する規則
- ◎ 第12号議案 新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第13号議案 新宿区教育委員会の16ミリ発声映写機等管理規則の一部を改正する規則
- ◎ 第14号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会 教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について
- **〇教育長** それでは、議事に入ります。

「日程第1 第8号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第10号議案 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則」、「日程第4 第11号議案 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則を廃止する規則」、「日程第5 第12号議案 新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第13号議案 新宿区教育委員会の16ミリ発声映写機等管理規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第14号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題とします。

本日の進行につきましては、初めに、日程第7、第14号議案について説明を受け、審議した後、日程第1、第8号議案から、日程第6、第13号議案について、一括して説明を受け、

審議をするものとします。

それでは、第14号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第14号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿 区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

御存じのとおり、2月27日に、政府から全自治体に対し新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、本日3月2日から春休みまで、全国の小・中学校、高等学校、特別支援学校を一斉に臨時休業するよう要請がございました。この要請を受けまして、新宿では、区立の全ての小学校、中学校及び特別支援学校を、本日3月2日月曜日から3月25日水曜日まで、ちょうど春休みの前となりますが、臨時休業をすることを決定したものでございます。

本件のような臨時休業に関する事案につきましては、教育委員会の権限に属するものとして、本来は教育委員会で御審議いただくべき事案となっておりますが、今回は突然の要請であったことや、要請のあった具体的な実施日までの間で教育委員会の日程の確保が難しいと考えたことから、教育長が臨時代理を執行させていただいたものでございます。

ついては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づきまして、本議案により教育 委員会の承認を受けるものでございます。

議案文をおめくりいただきますと、こちらに、ただいま御説明いたしました臨時代理の内容を記載してございます。

それでは、議案書1枚目でございますが、第14号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について、新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執 行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、 教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

説明は以上となります。

〇教育長 説明が終わりました。

第14号議案について、御意見、御質問がありましたらば、お願いをいたします。

○星野委員 今回のこの件に関しましては、緊急ということで、教育長が代理した件に関しては異論はございません。ただ、今日の国会答弁等を見ていますと、内容が科学的根拠がないものだということが明らかになっております。今後、やはり休校等の権限は教育委員会が持っているということですので、100パーセント、国の方針に従う必要はないと思っておりますので、やはり慎重に検討していただくべきかとは思います。また、小児科医ですので、あ

る程度知識はございますけれども、休ませるということはクラスター、要するに集団をつくらないという以外、メリットは何もないんですよね。デメリットを考えますと、結局、子どもを家に置いておいても遊びに行ってしまったり、ということもありますし、もう2週間もすればディズニーランドも開いてしまいますし、結局は親が出かけてしまうということで、子どもを一人にするという危険もありますので、そうしたデメリットのほうが大きいかと思います。今後、このようなことになります場合は、あまり焦らずに、慎重に対応していただければと希望しております。

以上です。

〇教育長 ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

○羽原委員 僕の関係する私立の学校では、2月28日に緊急理事会を開いて、保護者へ説明をする、そういう対応を取りました。やはりこれは、国の出した方針ではあるけれども、最終的には各自治体が判断するということからすると、やはり新宿区という自治体としての権限をどう行使するかということで、これは割に重要なことだと思うんです。

ただ、こういう国の方針自体が突発的なもので、内容も具体性を欠いていたということだからこそ、論議が必要だったということも言えるし、また、曖昧過ぎるからこそ、時間がない中での判断だったということも言えると。しかも3月からという、学校としては非常に厳しい状況の中だったということからすると、これはやむを得ない措置であったかと思います。ただ、あまりこれが重なってはいけない。やはり、なぜ教育委員会という組織ができたかというと、戦前の教育、つまり国民を束ねるための教育から、いろいろと議論をして方向性を打ち出していこうという時代に変わっているわけですから、そういう大きなスタンスを持ちながら、しかし今回は、異例の首相発言であったから、これは受けざるを得ないという、そう整理すべきかと思います。自治体の側にも調整が必要な事項であるとか、問題や課題はいろいろとあったと思います。だから、今回は教育長が臨時代理を務めたということはいい。ただ、一般的、抽象的に言って、ぜひその意味合いの重要さは踏まえておいていただきたいと。これは行政側に対する希望でもあります。星野先生のおっしゃった趣旨はまさにその点だと思いますので、よろしくお願いします。

〇教育長 ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 お二人の委員からの御発言、事務局としても肝に銘じて、今後も対応していきたい と思います。

それでは、他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第14号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

〇教育長 ありがとうございます。

第14号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第8号議案から第13号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第8号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

お手元の議案概要を御覧ください。

本件は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、給特法と言う)の改正並びに栄養教諭の人材育成及び食育推進体制の強化のため、栄養教諭の上位職を設置できることとなったことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、大きく2点でございます。

まず1点目が、給特法の改正に伴う改正です。

令和元年12月に給特法が改正され、文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、教育委員会が講ずべき措置について指針を定めることが規定されました。この改正に基づき、本年1月に文部科学大臣から指針が示され、教育職員の服務監督者である教育委員会は、教育職員の時間外の在校等の時間について適切に把握し、その上限時間を規則で明記するように示されたことから、規定の整備を行うものです。

ここで言う時間外の在校等時間につきましては、教員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を指すものとなります。公立学校の教員の場合、時間外勤務の命令が4項目に限定されておりますが、公務としての業務については、時間外勤務が命じられていない場合でも、学校の教育活動に関する業務であることに変わりはないことから、こうした業務時間も含め時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要であるとの趣旨に基づくものとなります。

なお、本議案においては、県費負担職員に関する部分について定めるもので、幼稚園教育職員については、別途第9号議案において同様の規定を定めるものでございます。

次に、改正の2点目ですが、栄養教諭の上位職の設置に伴う改正です。

このたび東京都において、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部が改正され、児童・生徒の栄養指導等を行う主幹教諭と、高度の知識や経験を有する主任栄養教諭を置くことができるようになりました。これを踏まえて、区においても同様の改正を行うものです。

なお、本議案には特記事項を付しておりまして、東京都議会第1回定例会において、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正が可決されたときに改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

初めに、栄養教諭の上位職の設置に伴う改正について御説明いたします。

第6条の2は、主幹教諭に関する規定となっておりますが、第7項として、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる規定を新設するものです。

次に、第6条の4に、栄養教諭に関する規定を新設いたします。

第6条の5につきましては、第6条の4の新設に伴い、条の繰下げを行うほか、新たに第 3項を新設し、主任栄養教諭の職を置くことができる規定を定めるものです。

さらに、主任栄養教諭の職の追加につきましては、条の見出しを主任栄養教諭等に改正いたします。

次に、第23条と、次ページの第25条につきましては、特別支援学校及び幼稚園に対する準 用規定となりますが、今回の改正に合わせて、それぞれの引用条項について整備を行います。 以上が、栄養教諭の上位職の設置に伴う改正内容となります。

続きまして、給特法の改正に伴う規定の整備です。

第26条を御覧ください。ここでは、新たに業務量の適切な管理に関する規定を新設いたします。

まず第1項では、時間外の在校等時間について、上限を3ページに記載のとおり、1月45時間、年間360時間以内と規定し、教育職員の業務量をその時間の範囲内とするために、教育委員会は適切な管理を行うものとする規定を設けるものです。

次に、第2項では、例外として、やむを得ない場合については、時間外の在校等時間の上限を1月100時間、年間720時間以内等として、教育委員会は教育職員の業務量の適切な管理を行うものとするものです。

次に、第3項では、その他教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定めるものとするものです。

附則ですが、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第8号議案の提案理由です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正並びに栄養教諭の 人材育成及び食育推進体制の強化のため、栄養教諭の上位職を設置できることとなったこと に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第9号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本議案は、第8号議案と同様、給特法の改正に伴い所要の改正を行うものとなりますが、 第8号議案が県費負担職員、この場合ですと小・中学校、養護学校に勤務する教員というこ とになるのに対し、こちらは区の幼稚園教育職員について適用される規定となるものでござ います。

また、本議案についても特記事項を付しておりまして、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例の改正が第1回区議会定例会で原案どおり可決され、かつ特別区 人事委員会から承認された場合に改正するといったものとなっております。

内容につきましては、先ほどの第8号議案と同様でございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日からとなっております。

したがいまして、内容の説明については、省略をさせていただきます。

それでは、議案文でございますが、第9号議案の提案理由です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改 正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第10号議案 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則でございます。

本件は、社会教育指導員の職が会計年度任用職員へ移行することに伴い、本職に関する規定は新宿区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規程で定めることとなったため、規則を廃止するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案文の次にございます例規文を御覧ください。

新宿区社会教育指導員設置等に関する規則を廃止する規則として、令和2年4月1日から 施行するものでございます。

議案文にお戻りいただきまして、第10号議案の提案理由です。

会計年度任用職員への移行に伴い、本職の職務内容は新宿区教育委員会会計年度任用職員 の設置に関する規程(令和元年新宿区教育委員会訓令第6号)に基づき定めることとされた ため、この規則を廃止する必要があるためでございます。

続きまして、第11号議案 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則を廃止する規則でございます。

本件も、第10号議案と同様に、教育研究調査員の職が会計年度任用職員へ移行することに 伴い、本職に関する規定を新宿区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規程で定める こととなったため、規則を廃止するものでございます。

例規文の内容ですが、新宿区教育研究調査員設置等に関する規則を廃止する規則として、 令和2年4月1日から施行するものでございます。

提案理由です。

会計年度任用職員への移行に伴い、本職の職務内容は新宿区教育委員会会計年度任用職員 の設置に関する規程(令和元年新宿区教育委員会訓令第6号)に基づき定めることとされた ため、この規則を廃止する必要があるためでございます。

続きまして、第12号議案 新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則に ついて御説明いたします。

本件は、学校施設の貸出事務の見直しに伴い所要の改正を行うものでございます。

初めに、学校施設の貸出事務について簡単に御説明をさせていただきます。

現在、学校施設の貸出しにつきましては、学校施設開放事業とそれ以外の貸出しの2種類に分類されておりますが、学校施設開放事業につきましては、新宿未来創造財団が事務を行っているのに対し、それ以外の貸出しにつきましては、学校運営課または各学校長がその事務を行っております。本件の改正内容といたしましては、学校施設開放事業以外の貸出しについて、現行の規定では使用承認は教育委員会が行うこととなっているものを、使用料を免除することができるものの使用承認は学校長が行うことができる規定を新設し、貸出承認者を明確化するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

初めに、2ページをお開きいただきまして、第17条を御覧ください。

この第17条は、使用料の減額及び免除に関する規定となっておりますが、新たに第2項といたしまして、使用料の減額または免除申請を受けようとするものは、第3号様式により申請し、その承認を受けるものとする規定を新設いたします。現行では、第3号様式のみ定められていたものを、それに関連する規定がなかったため、改めて規定を追加したものでございます。

次に、第3項につきましても、申請後の承認通知について規定がなかったため、新たに設けるものでございます。

次に、新設する第17条の2を御覧ください。ちょうど2ページの一番下です。こちらは、 使用承認の特例に関する規定を設けるものでございます。

規定の内容といたしましては、学校施設開放事業以外の学校施設の使用に係るもので、第17条の第1号から第3号に規定する理由により使用料を免除することができるものの使用承認は、委員会ではなく、学校長が行うことができるよう、読替規定を定めるものです。これによりまして、地域団体やスポーツ団体等の使用承認については、学校長が行うことができるよう規定を明確化するものです。

3ページの附則ですが、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

また、経過措置といたしまして、この規則の施行の際、現にされている申請のうち承認のなされていないものにつきましては、改正後の規則の規定を適用するものとします。

議案文にお戻りいただきまして、第12号議案の提案理由です。

学校施設の貸出義務の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

それでは、最後に、第13号議案 新宿区教育委員会の16ミリ発声映写機等管理規則の一部 を改正する規則でございます。

本件は、工業標準化法の改正に伴いまして規定を整備するものでございます。

改正内容といたしましては、別表第1中、日本工業規格を日本産業規格に改めるほか、文 言の整理を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

別表第1におきまして、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

また、別表第2におきまして、「へつて」の文字を漢字へと修正いたします。

附則ですが、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第13号議案の提案理由です。

工業標準化法(昭和24年法律第185号)の改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

まず第8号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。 いかがでしょうか。

○羽原委員 45時間以下ということですが、1週間あたりではなく1か月あたりです。昨年の総合教育会議で教育指導課長からも実態を説明していただきましたが、簡単に言うと、実態としては、5日間で超過した時間を足すと大体8時間、つまり1日分に増えている。これが実態ですよ。ですから、月に45時間以下にするというのは相当、夢のようなことであって、これは国がそういう方針ですから、受ける以外にはないんですけれども、これが緩むのではないか。せっかく長時間労働が抑制できるか否かという段階になって、こういうルールなんだからしょうがないということで緩んでしまわないか、という見方を持っているんですね。

この給特法なり条例というものをいかに具体的に実行していくかということについては、 壮大なロマンを抱えたわけだから、これまで積み上げてきたテンポが緩む可能性がある、そ ういう懸念をこれを見て感じたわけです。

だから、これはこれとしてしようがないことだけれども、ぜひその緩みを招かないような、 学校現場の対応策を講じて、従来どおりの方向で改革を進めてほしいと。これは、実態とし ての目標ということならまだしも、法令までこういうことになってくると、これはかなりや りにくくなるんではないかなと。それから、説得力を欠く法令とも受け取れるわけだから、 そこの所を心して、具体的な対応に臨んでいただきたい。これだけは申し上げておきたいと 思います。

〇教育長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第8号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

〇教育長 ありがとうございます。

第8号議案を原案のとおり決定をいたしました。

次に、第9号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、第9号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第9号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

〇教育長 では、第10号議案を原案のとおり決定させていただきます。

次に、第11号議案について、御意見、御質問等あればお願いいたします。

[発言する者なし]

〇教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第11号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第11号議案を原案のとおり決定をいたしました。
次に、第12号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

- ○羽原委員 体育館でもいいですし、何か具体例があったら、どういう価格で貸しているものなのか、分かればお願いします。
- ○学校運営課長 事例としては、学校運営課でお貸ししているのは、主に教育活動に支障のない範囲で、会議室等の貸出しを行っています。例えば、おおむね2時間で100円ですとか、そのくらいの金額でお貸ししています。ただ、財団で貸出しを行っている場合は、そちらで価格設定を行っていますので、学校運営課で貸出しをしている金額とはまた異なってきます。また、夜間の照明がついている学校につきましては、照明料についても、財団で徴収しております。
- **〇教育長** よろしいでしょうか。
- **〇今野委員** このことによって、校長の業務が増えるといったようなことは、実際問題として あるのでしょうか。
- ○学校運営課長 現行でも、校長権限で施設の貸出しは行っております。そういった中で、今回、規則の裏づけを設定させていただいたということで、実務上、何か負担が増すというようなことはございません。
- **〇教育長** よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

〇教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

〇教育長 ありがとうございます。

第12号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

- ○今野委員 規定の改正は特に問題ありませんが、そもそも16ミリ発声映写機の管理規則について、あまり今の時代に合わない感じがしていて、そもそもこの規則を保持する必要性はまだ残っているのでしょうか。
- 〇中央図書館長 規則の目的としましては、この16ミリ発声映写機の貸出しや操作、映写について、必要な事項を定めて、適正な管理をしていくというものでございます。現在、機器は7台ほどございまして、貸出し件数は年間24回ほどというところでございます。
- ○教育長 ほかに何か御質問はございますでしょうか。
- **〇星野委員** 結局のところ、16ミリフィルムですよね。かなり劣化が進んでくるものと思いますので、早いうちにデジタル化してしまって、貸出し等はやめたほうがよいのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。
- **〇中央図書館長** 今後、検討していければと思います。
- ○教育長 ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、質疑応答を修了させていただきます。

第13号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

〇教育長 ありがとうございます。

第13号議案を原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたします。

- ◆ 報告 1 令和元年度新宿区立学校表彰について
- ◆ 報告2 令和元年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果につい

て

- ◆ 報告3 女神湖高原学園の臨時休館について
- ◆ 報告4 令和2年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて
- ○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、報告1、令和元年度新宿区立学校表彰について御説明いたします。 お手元の資料を御覧ください。

初めに、この学校表彰制度について簡単に御説明したいと思います。

1に記載してございますように、区立学校における教育実践活動に対する意欲の向上を図るため、各校、各園で取り組んでいる教育実践活動を評価し、表彰するものでございます。

選考の基準といたしましては、教育実践活動が独自性や先見性を感じさせるなど、他の学校・園の模範となるものや、学校が地域コミュニティーの一部として役割を担うなど地域活動の活性化につながるもの。また、教育実践活動が社会に大きく貢献し、他の模範となるものや、教育実践活動により自己に対する誇りや愛校心を高めるもの、そして、その他教育実践活動において顕著な成績が上げられたと認められるもの、こういった観点で選考を行っているものでございます。

2の表彰校ですが、今年度は2校ございます。

1校目は、市谷小学校の「金沢小・市谷小交流」です。こちらの教育実践活動は、岩手県一関市金沢小学校と市谷小学校が夏と春に交流事業を行っているもので、双方の学校とPTAにより実施されており、市谷小のおやじの会や、金沢小の父ちゃんの会など、地域の協力の下、32年間という長年にわたって継続をされているものでございます。毎年7月には、市谷小学校の4、5年生が一関市を訪れ、金沢小の児童宅に2泊3日のホームステイをしながら、地域の方々と自然体験や交流活動を行っており、また逆に、3月には、金沢小の児童が新宿区を2泊3日で訪れ、市谷小学校の児童宅にホームステイして、文化体験や交流活動を行っているものでございます。

今回の表彰校推薦の選定理由ですが、交流事業をPTAや地域団体の協力の下、30年以上にわたって継続しており、また、子どもたちだけでなく、引率の大人や地域の子どもたちの交流の機会としても定着しており、地域の活性化につながっていること。そして、金沢小の児童や保護者に対して、市谷小学校の児童が地域調べの成果を紹介したり、全校でお迎えの体制づくりを行っているなど、教育活動の充実に寄与している点などが評価されたものでご

ざいます。

続いて2校目ですが、戸塚第一小学校の第5学年の職場訪問と第6学年の職場体験です。

こちらの教育実践活動は、小学校高学年の児童が、地元の商店街にある事業所において職場訪問や職場体験を行っているもので、開始から11年連続で継続されているものとなります。

5年生は、1月から2月初旬に職場訪問を行っており、見学の様子を撮影した写真やインタビュー内容などをパワーポイントを利用してまとめて、地域の方や保護者とともに、小学校4年生に向けても発表を行っているものです。

6年生は、事前に地元で働く方から話を聞いた上で、働くことや仕事について調べ、自分なりの考えをまとめる事前学習を行っています。また、礼儀作法や自己紹介の練習などの事前準備の後、10月末に半日程度の職場体験を行っており、自身が体験したことをポスター等にまとめて発表するとともに、お世話になった事業所へのお礼の手紙を送付しているものでございます。

今回の表彰校推薦の選定理由ですが、こうして地域で職場体験をすることで、子どもたちが地域で働き、地域貢献することへのイメージを持つことができる。新学習指導要領におけるキャリア・パスポートにつなげる取組と言える点や、職場体験のまとめを事業所の方を招いて報告会として行うなどの工夫が見られ、事業所にとっても受け入れがいのある活動となっており、様々な業種の事業所が受入れ先となって、現在も事業所が増加していること、こういったことが地域の活性化につながっていると評価したものでございます。

説明は以上でございます。

○教育支援課長 それでは報告2、令和元年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査 結果について御報告をさせていただきます。

本表彰は、新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰実施要綱に基づきまして、新宿区における学校教育の一層の充実及び新宿区在住の児童・生徒等の健全育成に資するために児童・生徒等を表彰するもので、毎年実施しているものでございます。

区立学校等からの推薦があった表彰候補の団体及び個人につきまして、2月4日に開催しました審査会で、こちらの資料にございます表彰基準に基づいた審査を経て決定したものでございます。

表彰者は、団体が、小学校が1件、中学校が4件の合わせて5件。個人が、小学生2人、中学生13名の計15名となりました。団体や個人の名称、表彰内容は記載のとおりでございます。

なお、表彰基準は4点ございまして、そのうちの2番目、対外活動、コンクール等における著しい成果についての表彰の目安でございますが、東京都で入賞程度といたしておりまして、大会やコンクールの規模なども考慮して審査決定してところでございます。なお、東京都教育委員会による表彰の対象となった場合は表彰の対象としない規定がございまして、今年度は別途、東京都教育委員会のほうで表彰を受ける児童・生徒は3名ございます。

本来ならば、本表彰につきましては3月12日に教育センターで表彰式を行う予定でございましたが、休校措置に伴いまして今年度は表彰式は中止をさせていただき、学校を通じて表彰状と記念品を贈らせていただきます。広く区民の皆様へのお知らせにつきましては、区のホームページや、4月に発行予定の「しんじゅくの教育」に掲載してまいります。

報告は以上です。

続きまして、報告3、女神湖高原学園の臨時休館について御報告させていただきます。

令和2年度、修繕工事を予定している関係で、下記のとおり、新宿区立女神湖高原学園を 臨時休館させていただきます。

記書きの1番、休館期間は、令和2年6月20日から9月6日までとなります。

記書きの2番、工事内容及びスケジュールにつきましては、3点ございまして、空調設備の改修工事が6月下旬から9月上旬まで。2点目、屋根の改修工事(学校棟及び管理棟を除く)、こちらの期間が6月上旬から11月下旬までです。なお、学校棟と管理棟につきましては、既に平成29年度に工事のほうは実施をしております。

3点目が、エレベーターの改修工事の設計になります。

記書きの3番、周知関係につきましては、広報新宿3月25日号及び4月15日号にお知らせ 記事を掲載する予定です。併せて、区のホームページに記載して周知をするほか、新宿区の 保養施設の予約受付窓口やホームページによる周知、また指定管理者のホームページによる 周知も併せて行っていきます。

その他につきまして、1点目、屋根の改修工事及びエレベーターの改修工事設計につきましては、宿泊への支障がないことから、6月上旬から中旬にかけて及び9月中旬から11月下旬までの間は、万全な安全管理を図った上で、宿泊客を受け付けながら工事を実施する予定で考えております。

2点目、例年7月15日から8月31日の間の宿泊利用につきましては、4月に抽選を行って おりますが、令和2年度は当該期間が休館になるため抽選を行わないということで、区報に も記載してまいります。 3点目、7月18日から7月20日まで及び7月21日から23日までの間は、英語キャンプを実施する予定で考えておりますので、この間は工事を一時中断しまして、開館する予定になっております。

報告は以上です。

〇学校運営課長 それでは、報告4、令和2年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上 げについて御報告させていただきます。

抽選校の繰上げ状況についてです。

令和2年度中学校入学予定者を対象とした学校選択の抽選となった学校は3校ございまして、牛込第三中学校、西早稲田中学校、新宿西戸山中学校でございます。こちらの3校につきまして、2月14日に補欠登録者の繰上げを行わせていただきました。資料の表がその結果となってございます。

まず、牛込第三中学校ですが、定員120人に対しまして、繰上げの基準は105人。こちらは、過去のデータから今後の転入者等による増減を推計し、入学までの定員数を上回らないと判断した数でございますが、こちらに対しまして、2月14日現在の入学予定者数115人ということで、補欠登録者19人の方は繰上げができなかったものでございます。なお、抽選時の補欠登録者数は42人でございました。

続きまして、西早稲田中学校です。定員160人に対しまして、繰上げの基準は140人。2月 14日現在の入学予定者数は147人ということで、補欠登録者5人の方は繰上げできなかった ものでございます。なお、補欠登録者の抽選時には9人でした。

次に、新宿西戸山中学校でございます。定員160人に対しまして、繰上げの基準は140人。 2月14日現在の入学予定者数が124人ということで、補欠登録者16人名全員が繰上げとなったものでございます。なお、抽選時での補欠登録者は22人でした。

なお、この結果につきましては、2月25日以降、補欠登録者の方に郵送で通知を行いました。2月14日をもって、全員補欠登録の解除を行い、補欠番号は無効とさせていただいたところでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

学校表彰についてです。いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御質問等がなければ、報告1の質疑を修了します。

次に、報告2について、御質問、御意見があれば、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御質問等なければ、報告2についての質疑を終了させていただきます。 続いて、報告3について、御質問等ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告3についての質疑を終了させていただきます。 次に、報告4について、御意見、御質問があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御質問等なければ、報告4についての質疑を終了させていただきます。

◆ 報告5 その他

- ○教育長 次に、報告5、その他ですが、事務局から報告がありますか。
- ○学校運営課長 先ほど、第12号議案の新宿区立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則で、使用料について大まかな御説明をしたところでございますが、ナイター照明のある学校につきましては、牛込第三中学校、西早稲田中学校、四谷中学校でございます。牛込第三中学校、西早稲田中学校につきましては1時間当たり5,000円の使用料、四谷中学校につきましては1時間当たり3,000円の使用料となります。

また、体育館、会議室、教室の使用につきましては、午前9時から午後6時までと、午後6時から午後9時までの使用料が別になっております。午前9時から午後6時までは、体育館が1時間当たり120円、会議室、教室が1時間当たり30円。午後6時以降につきましては、1時間当たり体育館が230円、会議室及び教室が1室、1時間当たり60円となってございます。1時間を超えると、その端数分は1時間と見て徴収をいたしますので、実際には、先ほど御説明した100円程度という徴収額になります。

以上です。

〇教育長 ありがとうございました。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとう	ございま	した。

午後 2時51分閉会